「子ども・子育て新システム検討会議」作業グループ　ヒアリング　　2010年４月１日

学童保育（放課後児童クラブ）制度の抜本的な拡充を

全国学童保育連絡協議会事務局次長　　真田　祐

＜団体紹介＞

全国学童保育連絡協議会は、保護者と指導員が構成員で、「子どもたちのためによりよい学童保育をつくろう」と取り組んでいる団体。

＜小学生の放課後のあり方と、学童保育の願い＞

・小学生の放課後は多様であって良い　（それぞれに安全で健全な環境が必要）

→　別紙１の資料「小学生の放課後の過ごし方」参照

→　児童館、児童遊園、図書館、空き教室を活用した居場所づくり、校庭開放、放課後子ども教室事業など、多彩で豊かな環境のなかで、安全・安心な放課後の遊びや活動が保障される必要がある。

・その中で、働く親を持つ子どもたちに、「毎日、帰るべき場所としての学童保育」が必要とされてきた

→　学童保育の整備も必要な課題として認識されてきた
（今後も共働き・一人親家庭の増加でより大きな課題となる）

＜制度のあり方を検討する前提として＞

働きながら子育てする保護者たちは、「保育」としての学童保育制度の拡充を求めている。「遊び場」「居場所」「活動の場」だけではなく、養護と教育が統一された「生活全体の保障」としての「保育」を求めている。

＜保護者の願いと政策とのギャップが、長年続いてきた学童保育の歴史＞

・働きながら子育てしてきた保護者たちは、「学童保育」という施設・制度を生み出してきた（学童保育の始まりは「自主保育」「共同保育」からスタートしている）。

・国は、1991年まで学童保育の必要性を認めていなかった

1966年～1971年	文部省が「留守家庭児童会」に補助
1976年～1990年	厚生省が学童保育への補助を始めたが、留守家庭児童対策は、児童館や校庭開放で対応することを基本とし、学童保育への補助は、児童館のない地域などに過渡的なものという位置づけだった
1991年	国は学童保育を独自の施策で実施する方針に転換した
1997年	児童福祉法改正で学童保育を法制化

・学童保育の必要性、有効性は歴史的に確かめられてきた
（働きながら子育てする保護者を支えとなり、子どもが喜んで通う施設として）

学童保育はどのような施設か

① 学童保育は、共働き・一人親家庭の小学生（主に低学年）の子どもたちに、家庭に代わる「毎日の生活の場」を保障する施設。

② 学童保育は、日曜・祝日を除いて年間278日開設している。平日は、下校後から午後６時30分頃まで、土曜日や長期休業日は朝８時頃から午後６時30分頃まで開設。年間1600時間以上を過ごす（低学年児童の場合、小学校にいる時間は年間1100時間程度）。

③ 学童保育の役割のキーワードは、「毎日の継続した生活の保障」「安全で安心できる生活の保障」（指導員と子ども、子ども同士の継続した人間関係のなかで、安心感・信頼感が生まれる）（「遊びの場」「体験や活動の場」とは異なる）

④ 学童保育の役割を果たすためには、次の３点が必要不可欠な要件

- 毎日の生活の場としての学童保育専用の施設（室）
- 子どもたちの生活と育ちに責任を持つ専任の指導員の配置
- 学童保育で毎日生活する同じメンバーの子どもたち

（同じ場所、同じメンバーでいっしょに暮らすことで安心感のある生活がつくられる）